

令和2年10月9日

厚生労働大臣
田村憲久 殿

東京都知事
小池百合子

新型コロナウイルス感染症を巡る水際対策に関する緊急要望

新型コロナウイルスについては、昨年末に中国・武漢で感染が認められ、今年1月に我が国でも初の感染事例が確認されて以降、感染拡大の勢いはとどまることを知らず、既に全世界で3千5百万人の感染者、104万人の死者を出すに至っております。感染拡大が一旦落ち着きを見せたかに見えた欧州の国々でも、感染の再拡大が広がるなど、この見えざる敵との戦いは今なお続いています。

我が国においては、何よりも大事な人々の生命を新型コロナウイルスの脅威から守るため、これまで徹底的な対策を講じてきました。一方で、深刻な影響を受けた経済の再生を図るため、10月1日より、全世界のビジネス関係者等を中心に、これまで実施されてきた入国制限措置が一部緩和されております。

感染拡大防止と社会経済活動との両立の観点から、海外との往来を平時に戻していく必要がある一方、海外との往来再開に伴い、国内における新型コロナウイルスの感染の再拡大を招くことは、何としても避けねばなりません。

国民・都民の生命を確実に守りつつ、海外との往来再開を着実に経済の再生に結び付けていくためには、これまで我が国が積み重ねてきた知見や経験を活かし、徹底的な水際対策を実施することが必要不可欠であります。

国におかれては、以下のとおり取り組むことを緊急要望致します。

記

- 1 感染者の海外からの流入を阻止するため、空港等での入国者に対する検疫体制の抜本的強化を図ること。また、検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者を確実に留め置くなど、入国管理を徹底すること。
- 2 感染者が発生した場合の迅速な感染経路の把握及び濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対し、検疫所において接触確認アプリ「COCOA」の利用を義務付けるなど、入国者の確実な行動追跡に向け、徹底した対策を実施すること。
- 3 検査結果が陽性の場合は、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の自治体や保健所に過度な負担を生じさせないようにすること。